

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 4 号)

令和 6 年 3 月 1 1 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年3月11日（月曜日）

◎開会日時 令和 6年 3月11日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和 6年 3月11日 午前11時40分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 6 年第 1 回美郷町議会定例会
議事日程（第 4）

令和 6 年 3 月 1 1 日
午後 1 0 時開議

日程第1	議案 第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第2	議案 第19号	令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号） <u>質疑、討論、採決</u>
日程第3	議案 第20号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第4	議案 第21号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第5	議案 第22号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第6	議案 第23号	令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第7	議案 第24号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第8	議案 第25号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第9	議案 第26号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号） <u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>
日程第10	議案 第35号	工事請負契約の締結について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第11	議案 第3号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第12	議案 第4号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案 第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第14	議案 第6号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第15	議案 第7号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
日程第16	議案 第8号	美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第17	議案 第9号	美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第18	議案 第10号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第19	議案 第11号	美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用に関する条例の一部を改正する条例

日程第20	議案 第12号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案 第13号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
日程第22	議案 第15号	美郷町災害見舞金等基金条例
日程第23	議案 第16号	財産の無償貸付について
日程第24	議案 第17号	財産の無償貸付について
日程第25	議案 第18号	財産の無償譲渡について
日程第26	議案 第27号	令和 6 年度美郷町一般会計予算
日程第27	議案 第28号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案 第29号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第29	議案 第30号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	議案 第31号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第31	議案 第32号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第32	議案 第33号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第33	議案 第34号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

総 括 質 疑

予算等審査特別委員会設置

特 別 委 員 の 選 任

委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

会 議 録

令和 6 年 3 月 1 1 日
午前 1 0 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。先週、現地の住民の要請に応えまして、議会として1年数か月ぶりに中区、上区の14号台風被災地区の現地視察を行ってまいりました。大変、お疲れさまでございました。

本所に戻ってまいりましたのが午後6時を回っていて、予定の時間を大幅に上回ってしまいました。現地の皆さんの議会に対する期待の大きさを感じたところでもあります。

現地では台風14号の爪痕が依然として生々しく残っていることを実感したところですが、改めて、この地域の災害復旧について考え、今後の要望活動にしっかりと生かしていける機会を得た視察ではなかったかと考えたところでございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第１９号 令和５年度美郷町一般会計補正予算（第１０号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１９号 令和５年度美郷町一般会計補正予算（第１０号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

したがいまして、議案第１９号 令和５年度美郷町一般会計補正予算（第１０号）は原案のとおり可決されました。

日程第３ 議案第２０号 令和５年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第４ 議案第２１号 令和５年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第５ 議案第２２号 令和５年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６ 議案第２３号 令和５年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

日程第７ 議案第２４号 令和５年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

日程第８ 議案第２５号 令和５年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）

日程第９ 議案第２６号 令和５年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）

お諮りします。

議案第２０号から議案第２６号までの７件を、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがいまして、7件は一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、7件は一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第20号から議案第26号までの7件を一括して討論を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。
したがいまして、7件を一括して討論を行うことに決定しました。
これから、7件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 26 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 35 号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

したがいまして、議案第 35 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11	議案第 3 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 12	議案第 4 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 13	議案第 5 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 14	議案第 6 号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 7 号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
日程第 16	議案第 8 号	美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 17	議案第 9 号	美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第 18	議案第 10 号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第 19	議案第 11 号	美郷町空家等対策の推進及び空き家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
日程第 20	議案第 12 号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 21	議案第 13 号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
日程第 22	議案第 15 号	美郷町災害見舞金等基金条例
日程第 23	議案第 16 号	財産の無償貸付について
日程第 24	議案第 17 号	財産の無償貸付について
日程第 25	議案第 18 号	財産の無償譲渡について
日程第 26	議案第 27 号	令和 6 年度美郷町一般会計予算
日程第 27	議案第 28 号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 1 号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 2 号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第 3 号から議案第 1 3 号、議案第 1 5 号から議案第 1 8 号、議案第 2 7 号から議案第 3 4 号までの 2 3 件を一括とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、2 3 件は町長に対する総括質疑といたします。

これから、町長に対する総括質疑を行います。

通告順に質疑を行います。

通告順調に質疑を許します。

まず最初に、川村 義幸議員の質疑を許可します。

【9 番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9 番、川村 義幸議員。

【9 番 川村 義幸】

それでは通告に従いまして、町長のほうにさせていただきます。

町長の施政方針の 4 番目に、「水道施設、生活排水処理施設等の整備を個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しての整備方法の助言や維持管理の支援に努める」とありますが、具体的にどのような支援・対策を練っているのかお聞かせ願いたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許可します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、川村議員の「水道施設、生活排水施設ということで施政方針に書いてあるが、どういうことか」ということであります。

個人管理の水道については、申請に基づき、施設整備及び維持管理に要する経費に対し補助金を交付しております。申請に先立ち、申請者と業者を交えて現地確認を行い、より適切な改修や維持管理の方法を相談協議する機会を設けまして、事業が効果的なものとなるようにしますということです。現場に行ってどのような工法がいいのかとしっかり協議した中でやっていくことが、今後よかろうということです。

また、合併浄化槽についても、引き続き、整備修繕及び維持管理に対する補助金を交付するとともに、特に設置の段階で放流先が適切に確保されるよう設置者、業者へ指導・助言をしまっているということです。

いろいろな形で申請が出てきますが、それを「はい、分かりました」ということではなく、現場に業者と赴いて、こういう形が一番ベストではないかと確認をして、申請を上げてもらって施工に移ると、それが補助金の有効活用につながるのではありませんかということで、こういう文言にしたところであります。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。私はなぜこれを聞くかと言いましたら、個人的に水道を引いている方がかなり高齢者になっており、維持管理が大変難しくなっております。

町長が言われましたように今回、新しく改修工事に関しての取組は本当に助かると思います。その後の維持管理なんですよね。高齢のために、給水施設まで行けない。特に山間部が多いものですから、なかなか難しいということで、しっかり町で取り組んで欲しいなど。例えば、各給水施設の大きい所は委託業者をお願いして、管理も回ってもらっているみたいです。この個人の方達の管理は本当に行き届いていないのではないかと思います。この取組をもう少し何とかしていただけないかなということで質問をさせていただいているのですが、どうお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その維持管理の前に、やはりしっかりとした施設をつくっていくことが維持管理をする上で少なくなくて済むという考え方の下に、最初はそういう方法でやっていきたいと思っております。個人または小規模の水道は、災害といいますか台風が来ると

すぐ傷むということは承知しております。その時その時に業者と一緒に行って、いろいろな方法で維持管理をしております。今後もやはりそういう方法でやっていく必要があるかと思っております。幾らいろいろな形でやろうとも、簡易というか本当に雨量が大きければすぐ駄目になるという施設もかなりあります。そこを見ながらしっかりとした整備、そして業者と一緒に維持管理を今後も努めていきたいと思っております。その時のお金という部分も出てくるかもしれませんが、ある程度、やはり簡易水道と同じような形で負担がかからないように、それは公平公正という部分から考えればやっていく必要は出てくると思います。簡易水道は置いておいて、やはり小規模と個人の小さい水道をしっかりとしていきたいと思っております。

全国でもやはり80%ぐらいに簡易水道が普及しているのですが、後2割がそういう部分で非常に困っているということです。市町村振興協議会の中で水道部会という部会があります。たまたまその部会長になっておりますので、全国に行っているいろいろな話を聞き認識しております。うちも同じような境遇かなと思っておりますので、議員おっしゃるようによりしっかりとしていきたいと思うところであります。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。本当に町長が言われるように、設備を整えてあげれば管理もしやすくなるのかなと。毎回、毎回管理もしなくて済むのかなと思います。

ぜひとも設備をきちっと整えてあげて、特に1世帯の水道、2世帯、3世帯で共同で引いている水道は本当に困っているのです、よろしくお願いします。今、町長が言われたように、水道部会の会長になっているのであれば、私たち美郷町がその見本になるような個人の水道を整えていただけたらなと思っております。今後とも取組をよろしく願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

次に、甲斐 秀徳議員の質疑を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今回は10問の質問をしたいと思っております。9問が町長に対する質疑で、1問だけが教育長になってますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問が長いので、3つずつに分けて質問したいと思っております。3つをざっと行きますので、それで答えてもらえばいいと思います。

昨日もありました「ちくせん」です。まだ種を蒔いた段階ということであり、3つに沿って各区が頑張ってますと。3つの枝が出て、最終的に花が咲き、実のなる頃の姿を町長はどのように捉えておるか、まずお聞きしたいと思います。

2番目、林業についてです。故意的に杉伐採が行われております。再造林するためにも、今、問題となっております花粉症が日本全国で拡大しております。杉花粉のない品種を今後、進めていくのだらうと思いますが、それについてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

それから3番目、観光振興です。今の若い人達は、SNSでいろいろなものを見ながらこっちに来ると。いろいろな拡散をして、中でいいものだけピンポイントで来ると聞いております。今後そういうことを含めて、どう考えているかと。それと同時に、観光案内板の再点検と道路の分岐点などに、できたら道路標識に案内標識をつけていただけるとありがたいのではと思います。よろしくお願いいたします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

昨日、「ちくせん」交流会を開催しましたが、本当に盛会のうちに終わったかなと。すばらしい交流会で、それぞれが参加した方々が自分事として捉え始めてきたと思っております。今後、非常に大きな花をそれぞれの色異なれど咲く喜びになるといいかなと思うところであります。今年度より全24地区で本格的な活動が始動しております「ちくせん」事業につきましては、議員のおっしゃるとおり地域運営の種蒔きの段階だと考えております。この事業により、地域の先人達が培ってきた美郷町という土壤にまかれた種がしっかりと根を張り、次世代にこの美郷町が持つ価値や豊かさをつないでいくような事業になればと考えております。この事業が花を咲かせ実をつけた姿としては、住んでいる方が笑顔で暮らし、次世代も住み続けられる地域、帰ってくる場所、ふるさととなり、自分が住んでいる関わっている地域の課題を自分事として受け止め、その対策を住民が一丸となって考え自主的に地域を運営できる仕組みが構築されればベストだと私は思っております。しかし、これまでも申し上げてきましたように、この取組は短期間で成果が出るようなものではなく、この取組が将来の美郷町にとってのターニングポイントとなるよう、継続は力なりという姿勢を基本に、今後も引き続き、同じ視点をもって試行錯誤をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、杉関係であります。国民の約40%が花粉症にかかっていると推測されている中、患者数は年々、増加傾向であり、議員の言われるとおり再造林については、花粉の少ない品種の杉苗の普及を進めていく必要があると考えているところです。

宮崎県内で流通している杉苗のほとんどは少花粉、低花粉の杉苗であります。山主からの品種の指定がない限り、近年、再造林されている杉苗のほとんどはこの品種でございます。令和5年度の美郷町の再造林面積は約224ヘクタールの見込み

であります、およそ10年前から低花粉のを杉苗が普及しております。毎年の再造林に伴い、少・低花粉の品種に置き換わるものと捉えているところでございます。

続きましての質問でございます。美郷町では、SNSについてはInstagramまたはFacebook、LINEを活用して情報発信に努めています。令和6年3月7日現在で本町が運営する美郷町公式Instagramにおきましては、2,349人のフォロワーを獲得しております。また、観光協会が運営する美郷町観光協会公式Instagramにおきましては、936人のフォロワーを獲得しており、両アカウントを活用して本町の三大祭りを中心としたイベントや観光施設、観光ツアー、特産品や四季折々の情報などの情報発信を行っているところであります。また、美郷町観光アプリ「DRIVE TO MISATO」を本町及び観光協会で共同運営を行っております。点在する観光スポットを確認できるだけだけでなく、一目で確認できるだけでなくモデルコース機能も備わっており、観光周遊の手助けとなるコンテンツとなっております。今後も引き続き、広域的な観光事業を推進する目的で設立されている観光協会と連携しながら、旬の話題を発信することに努めます。また、観光案内板につきましては、県が設置しているひむか神話街道広域案内板の盤面劣化が著しいことから、昨年度より県において、順次、更新を行っております。また、日向東臼杵広域観光推進協議会で設置している日向東臼杵広域観光案内板においても、昨年度に点検を実施し洗浄及び塗装による更新を行っております。標識については、令和3年度において「DRIVE TO MISATO」の統一デザインを用いた案内標識を観光施設周辺を中心とする22か所に設置しております。

以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

「ちくせん」は一生懸命やっていて、今、種をまいた段階だろうと思っております。最終的に答えが出るのがいつなるか分からないような状態ですが、一生懸命、各地区で地区を盛り上げてもらって、最終目的はやはり移住定住を含めてやっていると思います。1つの目的の中に、やはり地区がまとまるのは非常にいいなと思っています。しかし年代がどんどん変わっていきますので、どのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

それから林業の苗です。聞いたところ森林組合は黙っていても、今は少花粉の苗を植えているということです。非常に安堵しています。これは長い年月、40年、50年の歳月が要ると思います。それが全体的となって、日本で花粉情報がなくなるような仕組みにしていだけたらと思っています。これについて、答弁は結構です。

それから、観光振興のSNSについてです。椎葉村が、フェイスブックで毎回よ

く載っています。あれぐらいまめにいろいろな情報を出してもらおうと非常にありがたいと思っております。例えば、我々が気づかない林業センターには、いろいろな桜があります。秋になれば、そこは紅葉がすごくきれいです。そういった発信もしていただけたら非常にありがたいと思っています。

以上、2点についてお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「ちくせん」は美郷町全体といいますか、どうしてもばらつきがあります。高齢者もいれば若い方もいる中で、うちの場合は高齢者の方が多く65歳以上が52.2%ぐらいの状況だと。その中でという話ではありますが、この「ちくせん」事業の最終目的、始めた目的はやはり人口対策が根底にある。それで始めているということであります。やはり人口減少にどこかで歯止めをしたいという頭がありますので、やっていく必要があると思います。

どうしても世代間の考え方も違ってくるのは、当たり前話であります。先人に習うというか、持ってる知識を次の世代に送っていく中で、地域がうまく回ればいいのではないかと考えております。お年寄り等を大切にしながら、やっていきたいと。すぐ高齢化率という話をします。高齢者が多くて何か高齢化率というと、年寄りがいることが悪いのではないかという感じを受けます。そうではなく元気なお年寄りがたくさんいれば、これはうちの宝だと思っております。高齢者と若者が一緒に地域で同じことを考えながらやっていくことが、大切かなと思うところです。今後、「ちくせん」は若い者を中心としながら、高齢者と一緒にやっていくことが必要かなと思うところでもあります。

今度は観光関係になります。昨日、県議の高岡出身の本田さんから「ちくせんがすごいですね」という話がありました。常任委員会非常に勉強になると「ちくせん」で来たという話であります。また「いいところですね」という中で、やはり「DRIVE TO MISOATO」をゴールデンタイムで打ち出していると。「お金もかかるでしょう」と。「非常にインパクトがある」「いい宣伝ですね」という話でありました。そういうことを考えていくと、認知度が高まってきたと。まだまだ議員が言うようにいい所がたくさんありますよと紹介していく必要があると。林業センターは県の施設であります。観光だけではなく、やはり同じ方向を向いてやっていく必要がある。林業振興については、そこを利用していろいろなことを挑戦できるのではなかろうかと。よく言う杉苗、ポットについても久保部長と話しても、「ぜひ、やってください」「補助金を出しますよ」という話です。いろいろな形で林業センターを周知させて、こういう景色ですよ。美郷町はまだまだ観光的なところがいっぱいありますので、企画情報課また観光協会を中心としてやっていきたいと思うところでもあります。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

1 番から 3 番までは、いろいろな観光問題から林業問題、「ちくせん」の問題とありますが、やはり継続は力なりだと思います。最終的にはやはりコツコツと継続していかないと。若い人達も巻き込んでやっていく、「ちくせん」は特にと言っていました、まさにそのとおりだろうと思います。今後頑張っていただきたいなと感じております。3 番目の観光もいろいろな場面で、季節柄もあります。そういったことを含めて、今後やっていただければありがたいかなと思っております。

それでは 4 番から 6 番までを、次の議題とします。

4 番、簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計への移行であります。会計勘定だけということですが、事業的には変わらないのか確認をお願いしたいと思います。

それから、5 番目の環境保全の維持です。山林伐採の作業道の埋戻しを確実に行われないのが、河川汚濁の一因であるのではないかなと思っております。特に、集中豪雨が頻繁に起こっています。指導の徹底の仕方は、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから続きまして 6 番ですが、移住定住の促進についてです。これは「ちくせん」も含めますけども、国・県の支援金のほか町独自の支援金の増額、ふるさと納税を利用してはできないかということです。この答弁をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の簡易水道事業及び農業集落排水事業が、公営企業会計の移行でどうなるのかと御質問であります。私も多分、会計勘定だけだと。あとは全部同じと思っております。昨年 12 月定例会において、簡易水道事業及び農業集落排水事業それぞれ設置等に関する条例を可決していただきましたが、条例の中で地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務的規定等を適用することを明確に規定しております。これまでは一般会計と同様、現金主義・単式簿記でしたが、今度からは発生主義・複式簿記へ変わり、御確認いただいているように予算書の様式や添付書類など企業会計特有のものとなっております。人事給与や組織体制等については、これまで同様、町長部局の一機関として運営され、要するに西郷病院と同じ形態になるということです。

続きまして、環境保全の維持、山林伐採であります。議員が言われたとおり、河川汚濁の要因の一つとして、山林伐採時に開設された作業道が挙げられると認識はしております。しかしながら、この開設した作業道に対して、施業完了後の埋戻し等の規定は特段ございません。その後の再造林、保育、除間伐の作業効率を考慮し、そのまま残す場合が多くなっております。森林法の規定により、立木を伐採する時は主伐・間伐を問わず伐採届を提出するようになっており、これに対する適合通知

書を発行することとなっております。この適合通知を発行する際に、作業道の開設にあっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出崩壊、その他災害が発生しないよう十分、留意するよう書面と担当者の口頭の指導によって注意喚起を行っているところであります。また、美郷町森林整備計画の中で、高性能林業機械等による伐採搬出に当たっては、環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針を基準に、地形・地質等を十分に考慮し、産地の崩壊や土砂の流出等の災害の未然防止を図るよう留意することとしております。

さらに、県で策定している宮崎県作業道の指針、宮崎県伐採搬出及び再造林ガイドラインによりますと、作業道開設に当たっての指針を示し、森林の適正な管理を推進するよう、林業事業体向けの事業説明会時に合わせて研修等を行っているところであります。しかしながら、冒頭にも申し上げましたように、これらの各種指針やガイドラインには作業道の開設や施業完了後の埋戻しについて、いずれも強制力のあるものはございません。

甲斐議員の質問は、過去の招請懇談会でも幾度となく指摘を受けております。

また、高性能林業機械の普及に伴い全国的な問題となってきております。国や県から様々な情報を収集しながら、対応を検討してまいりたいと考えているところであります。今後も、林業事業体、特に素材生産業者には徹底した指導と協力をお願いしてまいります。同時に、森林林業活性化センター、警察、振興局、役場で実施する伐採パトロールも強化し、崩壊や土砂流出のおそれがある箇所については、現場での適切な指導も行なってまいります。結論的には、罰則がないということでありまして、しかしながら、そういうことが原因でいろいろなことが起きていることも事実だろうと思います。そういったことが起こらないがために、指導等をする必要はあると思うところであります。

続きまして、6番目の移住定住の関係で話させていただきます。移住支援金につきましては、町独自で増額することは考えておりません。理由としましては、他市町村において多額の移住支援金が交付されている現状ではあります。本町は近隣自治体の中でも移住者は多く、その経緯としては移住支援金ではなく、きめ細かな空き家バンク等の紹介、オーダーメイド移住ツアーがきっかけとなり、美郷町を知ってもらい、美郷町に惹かれ、美郷町に住みたいと思った方がほとんどであります。今後さらに地区別定住戦略とも連携しながら、この方針に沿って美郷町での暮らしを前面に押し出した移住定住の推進を図ってまいります。

このことにつきましては、美郷町まちづくり懇話会の質疑においても説明しており、委員の皆様にも御理解をいただいているところであります。なお、ふるさと納税の使い道としまして、町長お任せ事業をはじめ、町民が安心して暮らせる医療福祉事業など、町民の福祉の向上に係る事業に充当しております。本町に移住してこられた方も安心して生活できるものと考えております。お金があれば、確かに移住は呼び込めるかもしれませんが、やはり美郷町を好きになって、ここで生活したいと本当にそう願う人を応援していくということが一番いいのではないかなと思うところであります。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

4 番は、大体、分かりました。複式簿記で、病院会計と同じような形ですよ。はい、了解いたしました。

5 番ですが、やはりこの一番の問題はこのところだろうと思っております。昔は雨が多くなく、河川作業をしている時はそうでもなかったような気もしております。

ただ一時期は全伐で、葉をつけたまま河川作業で 1 つの場所に下ろして、そこで枝を取り払って小切って出荷するという方法で、残った残さいがそのまま流れていくことも以前ございました。そういうことが、1 つの原因になることもあります。今は残った残さいはほとんど持ち出して、それも細かく砕いて発電に持っていく方法をとっていると思っております。最終的なチェックをうまくしていただけるのですが。このチェックの件は、農林振興課がどう立ち合いとしているのか。森林組合と一緒にやってるのか、お聞きしたいと思っております。

それから、もう一つ、9 番目の定住定住の件です。支援はできないということで、当町としてはきめ細やかなことをしたいということです。きめ細かはいいいんですが、他町村と違った、ここは違いますよということがありましたら、教えていただきたいのですが。

以上、2 件お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

チェックはそこまで把握しておりませんので、農林振興課長からさせていただきます。

今さっき言った移住定住です。やはりきめ細かな美郷町ならではのオーダーメイドということで、移住したい、その空き家を借りたいという人たちに付き添っていろいろなお話をしながら、気に入ってもらったら移住すると。これが一番特色かなと。こういうことまでしている市町村は少なからずと思っております。

昨日の話ではありませんけど、空き家対策の部分で、町の部分と「ちくせん」事業での空き家。「ちくせん」が持ってる空き家で、これが強くなっていくのではないかと。地域で話すことが、地域の人々の空き家でやりやすいのではないかと。若杉議員が発表したのですが。この「ちくせん」物件として、空き家を把握してすることで、非常にいい形で埋まってくるのではないかと期待をしています。そのためには、やはり美郷町がいろいろな情報を出して一緒にやっていくことが、本当に空き家対策の美郷町ならではのということになるかと思っております。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

先程の件ですが、今、伐採をする時には、町長が言われましたとおり主伐・間伐問わず、面積にもかかわらず必ず伐採届を出していただくようにしております。

現在は郵便での受付はせずに、実際、役場に来ていただいて、適合通知書を交付します。そのときに、作業道に関しても厳しく指導しているところです。それ以上の罰則規定はないので、一応、指導をして、そこで終わりでございます。

そういうこともあって、森林林業活性化センターという組織があります。これは業者と行政側でつくっている組織があります。それと警察、振興局と役場の四者で、耳川流域、日向、門川、諸塚、椎葉、美郷、この5市町村も、月に大体3回から4回、年間で30回から40回のパトロールをしております。パトロールの時点でいろいろな指導しておりまして、その是正措置をするような現場もあります。そういった口頭で厳しく指導をしているところです。最終的に伐採跡地を確認する、チェックは行っておりません。

以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

1つの問題が、「チェックを行ってない」ということだそうです。もし大雨が降った場合に、もしこれが完全にここが原因で汚濁汚水や崖崩れが起こった場合にはどうするのかと。その処置は、結論を出すのはどうするのかお聞きしたいと思います。

それから移住定住ですが、これはいいです。

伐採したところの後の件について、お願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

住民から「こういう現場があります」という事前に相談のあるところは、あります。年間やはり数件、そういう現場がございます。そこについては業者と現場で立ち会って、災害が発生しないような措置をしてくださいという指導を行っております。ただ、崩壊した所については、その因果関係と言われますと、なかなか難しいです。通常、時間雨量で20ミリ、日雨量80ミリの雨が降りますと、災害復旧事業の対象となります。なかなか判断する基準というのは難しい面があります。明らかに作業道が要因でということであれば、罰則はないのですが、指導をしていくし

かないのが現状でございます。
以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

分かりました。一応きちんと後処理をするような策をとっていただければありがたいかなと思います。

続きまして、7番から9番までを行きたいと思います。

7番目の、医療の充実についてということです。この前テレビを見ましたが、北郷診療所においてリモート診療という何かデータのやり取りやっておりました。これは今後、活用してどうやっていくのかお伺いしたいと思います。

それから8番です。台風時の早めの避難促進は、今までやっているの思うのですが。なかなか自分の所にいた方がいいという人等々いると思います。避難促進は今のままでいいのか、もう少しそのテコ入れするのかお聞きしたいと思います。

それから9番目の治山砂防・河川対策についてです。

2度あることは3度あると考えるとおかなくてはならないと思っています。堆積土砂の除去対策事業がより他の災害が発生しないように、国・県への要望を全面的にすることです。議員としても、議会としても全面的に協力しますので、その時はよろしくお願ひしたいと思います。一番の問題は土捨て場の確保と、町長も述べております。あちらこちらと遠くに行くことは、設計上、見ていないでしょうから。近くで各区辺りに1つか2つぐらいあったほうがいいと思うのですが。この件について、所見をお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の医療のリモートであります。

皆さんご覧になったと思います。県から北郷診療所のリモートをしてくれたということで、私自身はうれしく思っています。そのためのいろいろな整備をやったので、やっと報われる思っているところであります。

今回のリモート診療事業は、宮崎県医療政策課が事業主体となって実施いたしました。中山間地域における医療デジタル化推進事業の一環として行われたもので、実証実験の検証フィールドとして、美郷町の医療機関である西郷病院と北郷診療所、そして南郷診療所が協力を行ったところであります。今後は、今回の事業における検証結果を踏まえて、さらに実効性や有効性を検証しながら、実装に向けて事業が展開されるものと考えます。リモート診療におきましては、中山間僻地における診

療体制の一つの手段となり得るものと考えております。町としても、事業の推進を注視してまいりたいと思っております。

中山間地域においては、医師の確保が非常に難しくなっています。リモートである程度の診療ができるということになれば、非常に助かると思っております。北條先生もいいことだとテレビの中で回答しておりました。今度県に行った時には、実用化に向けた取り組みをやってほしいとお願いしたいと思っております。

今度は、台風襲来時の早めの避難促進は今までのままでいいかということです。地球温暖化の影響によりまして、近年の台風は大型化をしております。今後は台風の進路予想によっては、町体育館等の頑丈な建物への避難も選択肢の一つとして避難誘導を行いたいと思っております。また、孤立するおそれのある集落についても、一時的に地区外に避難するなどの対策も検討する必要があると考えております。今までのままで大丈夫かと言われると、やはり疑問が残り大丈夫ではないという気がいたします。現に、皆さんが現地調査をしてきた中区・上区は、やはり地質が軟弱どこにいても絶対大丈夫ですよという話ではないということです。地震は別として、台風大雨が近づけば、避難する時間はありますので、安全な施設に誘導する、避難訓練をやっていく必要があると思っているところです。

また、美郷町でも地震が3月2日頃から震度3、震度2と発生しております。そのときにどうするか、自分の命は自分で守るということを頭において。避難経路を一回、一回皆さん頭の中に入れて、起きた時にはこう逃げるという常意識の周知徹底、認識していくことが必要であると思ったところであります。

9番目の土捨て場の件であります。

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し大規模な土石流が発生したことや、危険な盛土等に関する法律により規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえて、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月26日に施行されております。規制区域は令和7年度に指定され则认为られており、規制区域内で行われる盛土等は知事の許可が必要となるようであります。令和6年度まで許可は必要ありませんが、継続して制度を行う場合、規制法にある技術基準に準じた盛土の勾配や高さ、水処理の対策等を行わなければ許可を得ることができないことになり、工事費も増すこととなります。

町内で発生が考えられている捨土については、町民や職員からの情報を基に、県の担当者や町職員、地権者との現地立会いを重ね、国道388号の新屋敷工区や舟方2工区、施行中の砂防や治山事業の土捨て場については、確保している状況ではあります。各地区において大規模な土捨て場の確保を行うと考えておりますが、様々な諸条件を解決する必要があります。今後も継続して情報収集や現地踏査を行ってまいりたいと考えております。また参考として書いてあるのですが、盛土が崩壊した場合、地権者の責任も発生すること、盛土法には盛り込まれる予定であると聞いております。そうすると非常に難しいと想定されます。土捨て場がないと事業が進まない、県もしてくれないという話になります。これは地権者の責任になると非常に問題だと思います。やはり町として、土捨て場のいい場所を見つけて、それを買収するとか、確保していくと。そしてそこにある程度できたら、今度はそこにいろいろな施設ができないか、そういう利用方法はないかと。中心部にそういう場所があれば、住宅用地にできるとか。後々を考えた時に買収していく必要もいいのかと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

ここで、時間が1時間を経過しましたが、休憩に入っているのかね。
それでは、10分間の休憩。10分ありませんが、11時10分からの再開とします。

(休憩：午前11時 2分)

(再開：午前11時10分)

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいですので、議会を再開したいと思います。
答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

7番のリモート診療についてです。

少し知ってる方だったので伺ってみましたら、これが現実になればいいなという回答だったような気がしております。どこまでが分からないんですけども。

昔の電子カルテが各診療所ごとに全部使えるかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、8番の件です。避難促進は今までの状況でいいのですが、やはり今、ゲリラ豪雨が多いので、早め、早めの避難を呼びかけることをやってもらいたいと思っています。

特に、西郷と西郷の上中が非常に今回は多かったです。北郷、南郷では危ない箇所はないのかなと思います。北郷と南郷は大丈夫なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、河川も全てなのですが、土捨て場の件です。

これは場所が非常に問題だろうと思います。以前のように、谷場を埋めることはできないから、一番いいのは田んぼのような平地で使っていないような所を役場が買い上げてというような形が理想だろうと思います。一、二か所は非常に難しいだろうと思います。町としては一応、買い上げという形で進めるということです。ぜひとも、それはやっていただきたいなと思っています。

7番と8番について御回答をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後、リモート診療という形になっていくだろうと私は思っております。

その実験から今度は実装して、より高度なやり取りができるかどうか、診療につなげていくことになると思います。詳しい事は分かりませんが、事務長で分かれば。

電子カルテも共有できるという話であります。その部分でカルテを向こうとつなげるかどうかということですが、それができていれば、「こういう症状ですよ」とやり取りができれば、先生たちはそれを見て「ああ、そうですか」とはっきり分かります。それはそれでいいのではないかと思います。

早く言えば今度、県立延岡病院等としっかりとした形が今後、出来上がっていくのではと思っております。そういう形が地域医療を守っていくその手助けになっていくのではと思います。分からない部分は事務長にお願いします。

避難は、言われるように早い段階で避難をしていくことが鉄則だろうと思っております。議員がおっしゃいますように、南郷・北郷は大丈夫かと言われたら、「大丈夫だ」と言えません。これは「分からない」ということが実感であります。

南郷は、平成17年災の時に1,000ちょっと200ぐらい降っています。それは3日間で降った話です。今度は短時間雨量が、1日で900ぐらい降っています。確かに西郷に比べて地質は頑丈なのだろうと推測はできても、絶対ということとは言えません。いろいろな警戒区域、地形等あります。絶対大丈夫ですよという話ではなく、やはりちゃんと避難してくださいねと。南郷はそういうことが多くあるということで「大丈夫、大丈夫」と言う人が多くいらっしゃいます。昔の雨の降り方と今の降り方は違うということを確認していただいて、早めの避難がいいかなと思っております。

3地区で言えば、北郷が大きな山がないということで、割と守りやすいということおかしな話になりますが、災害には割と強いのかなと思っております。「絶対はない」ということです。やはり同じように周知徹底をしていく必要があると思っております。

土捨て場は、言ったような方法で進めていきたいと。土捨て場にも、熱海の件から高さや勾配などいろいろな規制がかかってきています。どこでもここでもという話ではない、どうしても土捨て場は平場になってくる可能性が高いと思っております。その中でいい場所を見つけていきたいなと思っております。

以上です。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

田原地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

電子カルテの件につきましてです。

これは以前、中田議員からの一般質問を受けまして、医療局としても、電子カルテの共有化に着手をさせていただきました。結果としまして、現在、南郷診療所と北郷診療所の患者様の電子カルテについては全て西郷病院で共有ができる体制が整っております。

今回の実証実験のリモート診療では、電子カルテまでの連動は行いませんでした

が、今後、リモート診療の精度が上がるに合わせて電子カルテとセットでの診察を検討していくことになるかと思っています。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

7番のリモート診療ですが、非常にありがたいと思っています。電子カルテが今後、生かされていく必要があるかなと思っています。全国の見本になるような手法でやっていただければありがたいかなと思っています。結構、お金がかかったので、お願いしたいと思っています。

それと同時に、医師不足の解決にはならないだろうけども、一つの方法として患者さんを診れるような形ができれば非常にいいかなと思っています。今後、進めていってもらいたいなと思っています。

それから、9番目の盛土の件です。谷間を埋めるのは、非常に難しいことが出てくると思います。できたら、田んぼの盛土のような、田んぼを1枚の広い田んぼにしていくような手法もあると思います。今後考えていってもらえば非常にありがたいかなと思っています。

戻りますけども、8番についてです。この前見てもらいました松の越の公民館は、今後改修、またはどこか他のところに造ることを想定しているのかどうか、お聞きします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

避難場所としては、菊池君のところ、広瀬さんの個人の家からの皆さんが避難していたということです。考えてみたら、あそこの方がまだ土地もしっかりしてあると。個人の家を避難場所にするということは、いかがなものかという気がします。それはそれで急場しのぎですが、町が指定したところに避難していただきたいと、または島戸公民館などに導すると。

一番思っていることは、台風の際は2日ぐらい前から情報が入ります。私1人の考えなのですが、上区なら上区の人達を全員マイクロバスに乗せて、役場近くに避難に来ていただく方法が一番安心というか、町外に出ている家族も安心かなと。

あそこで考えたとき、本当に雨が降った時に、どこが大丈夫かと聞かれた場合にここは大丈夫だという話はできません。そういったことを考えたときには、避難の仕方を検討する必要があるのではと、私個人としては思っているところです。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

8 番の台風襲来時や大雨が降る時の避難促進です。早め、早めの避難を即するよう住民の安心・安全をしていただければありがたいかなと思っております。

特に小さい河川が多く、土砂が相当流れてきます。そういったことも含めて、先程町長が言われましたように、集団避難も 1 つの策かなと思います。今後、検討してやっていただければ非常にありがたいと思います。

それでは、10 番目になります。

美郷町はようやく 3 つの学校が、全て義務教育学校になります。今後、美郷ならではの教育の特色と、11 年間の切れ目ない教育活動の展開について、教育長に伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長、甲斐 秀徳議員。

【教育長 大坪 隆昭】

御指摘のとおり令和 6 年度から、美郷南学園が義務教育学校になることによって全ての学校が義務教育学校になります。

まず、美郷町における学校教育の特色ですが、4 歳の園児から 15 歳までの生徒までが同じ学校、教育施設の中で教育活動が展開できるところが、一番の特色ではないかなと思っております。

それともう一つ、1 つの自治体の中において、全ての学校が義務教育学校になっているのは美郷町だけでございます。

名前を挙げますと、木城町では 1 つの自治体に 1 つの義務教育学校だけで、ほか学校はございません。延岡の場合ですと、たくさんの小・中学校がある中に 1 つだけが義務教育学校でございます。

美郷町の場合、1 つの義務教育学校の取組を他の義務教育学校と共有し合いながら、お互いに切磋琢磨しながら伸ばし合うということが期待できる、美郷町の特色になってくるのではないかと考えているところです。

義務教育学校の良さですが、施設一体型での一貫教育は平成 23 年度から美郷南学園をスタートとして取り組んできました。義務教育学校にすることによって、これまでより校長先生の裁量により、学級担任であったり教科担任であったり部活動の担当であったりとか、それぞれ発展的な一貫教育の展開が可能になってきます。

そのことにより子供達は多様な学びができ、成果が現れるのではないかと期待されているところです。

これまでの学校で取り組んでいる実践例としましては、幼・小・中それぞれの教員の免許を有する職員が学校行事それから教科等の指導において、専門的な立場か

ら支援に当たる姿が見ることができます。このことによって、複数の職員の子供たちの成長を見届けることができます。また、子供たちの悩みに応えることができます。

さらに職員同士のいいところなのですが、職員会議等において、幼稚園・小学校・中学校の教職員の情報交換が日常化されます。教職員の人事異動があった場合でも、切れ目なく子供たちの成長を見届けることができていると捉えております。

しかしながら、環境は整ったとはいえ、園児、児童・生徒に直接、指導に当たるのは学校現場の教職員であります。今後も教育委員会として、3校の実践を共有化して、施設一体型の一貫教育の成果をしっかりと見届けていきたいと考えてるところです。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

いろいろな特色を述べていただきました。本当にすばらしい教育ができれば非常にいいなと思っております。少し疑問に思っていたのですが、1年生から9年生まで、先生達はどちらのサポートもできると聞いたのですが。仮に先生が今日、急に休んだ場合には、先生達がどちらでもいけるということなのですか。例えば、小学校の先生が休んだ時には中学校から来てもらい、中学の9年生の先生が休んだ時には、小学校にから中学校に行けるというのは。でも、上になると専門があると思います。どうなのでしょう、伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長、甲斐 秀徳議員。

【教育長 大坪 隆昭】

基本的には、教職員が持っている免許が基本になってきます。

今現在でも、小学校の教員で中学校の例えば、体育や英語、外国語など複数の免許を持っている教職員がおられます。中学校の先生であっても、小学校の免許を持っている先生もおられます。さらに、小学校には幼稚園の免許を持っている先生もおります。そういった免許を有する者が、義務教育学校なると前期課程の教室に行くこともできます。実際、本年度、美郷北義務教育学校では、複式学級が2学級でましまして、前期課程の小学校の教職員の定数が減ってしまいました。しかし、中学校の教職員が豊富におりますので、小学校の免許を持っている中学校の先生が小学校の6年生とか5年生の学級担任をして、1年、2年、3年、4年生は複式学級をせずに、小学校の免許持ってる先生がやっていくということもできます。さらには産休・育休が入ってきた場合、中学校の先生方が一時的に小学校の免許を持ってい

る先生が音楽や国語をしたりということもやっています。ただし、9年生になると入試がありますので、できるだけ専門的な教科の免許を持った先生方が当たるようにしているところです。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

もう一つお伺いしたいと思います。国際交流員と外国人指導員、英語の先生の使い方は、以前と変わらななかどうかお伺いします。

【議長 那須 富重】

甲斐議員、これは通告がないですけど。

教育長、いいですか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

A L Tと国際交流員、韓国の交流員についてです。まずA L Tは、英語の授業、それから美郷町のカリキュラムの中で1つ英会話科を設けておりますので、その授業の中で会話力を中心に、生の英語で会話ができるような、発音ができるような授業を定期的にカリキュラムに組み込んでいます。それから国際交流員、韓国の方です。この方は授業とは別に、総合的な学習の時間やほかの活動の中で国際交流の機会をつくって、韓国の文化を教えてもらったり、あるいは会話を教えてもらったりそういうことをしております。特に、国際交流員の場合ですと、子供達だけではなく高齢者の教室といった料理教室もしています。国際交流員とA L T等の動きは違っておりますが、そのような活動をしているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

それでは、次に、若杉 伸児議員の質問を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

私は、美郷町災害見舞金等基金条例の内容について伺いたします。

町長は、この議案の説明の中で、「宮崎県安心基金支援などの基準を踏まえて、住民代表の委員会で内容を検討する」という説明でありました。この宮崎県安心基金支援金の基準は、具体的にどういった内容であるのか、また現在、町が定めている支援金、「要綱に従って調べます」という説明でありました。基本的にどういう点が違うのか、伺いたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

御質問にある宮崎県安心基金支援金ですが、正確には宮崎県市町村災害時安心基金支援金といいます。財源となる基金は平成19年度から県と市町村が共同して、3年間積み立てたものであり、宮崎県市町村振興協議会が事務局となって管理をしております。

御質問の町が定めている支援金制度との違いについて、結論から申しますと、別々のものではなく一体の制度であります。振興協議会の要綱に基づき町に交付され、これを町から被災世帯へ交付する根拠を町が要綱を定めているという関係にあります。振興協会の要綱に規定されている算定基準は、全壊が20万円、大規模半壊等が15万円、中規模半壊、半壊及び床上浸水が10万円で、本町の要綱でも同額そのまま被災世帯へ交付することとしています。また、被害者生活再建支援法が適用されると国の制度による支援があり、被災程度、住宅の再建方法により最大300万円が交付されます。

しかしながら、これは被災世帯数などの基準により市町村ごとに適用されるもので、個別世帯では著しい被害を受けているものの、市町村単位での被災規模が基準に合致しない場合は支援を受けられないという不合理が生じます。これを救済するため、宮崎県では令和3年度から国の制度により支援されない被災世帯を対象に国の制度と同じ内容で宮崎県市町村被災者生活再建支援金を交付することとし、流れとしては先ほどの安心基金支援金と同様、県と市町村が一体的に対応しております。

国が決めている部分は、町村単位で見るということです。それに該当しない時には、同じ被災をしているのに何も出ないということがありますので、それではやはり不公平感があるということです。市町村振興協議会を母体としていろいろな形で手厚く給付するということがあります。

今回の基金条例ですが、今まで市町村協議会、振興協議会が行っているのは、直接被害、家が壊れるなど直接被害に対しての支援であります。今回、基金条例を出しているのは、間接被害になります。先程現地調査をしていただいた、道が壊れたおかげで非常な生活難儀をしていると。迂回路が遠いということに対して、何か考えることはないのかという部分になります。直接被害はこれで救うとしても、間接被害の部分を考えていかないと、今から先、何があるか分からないということで基金条例を提案したということでもあります。

以上です。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

町長の説明よく分かりました。私が言わんとしたことは、まさにそこだったんですよね。

私は、3月8日議員の皆さん方と一緒に一昨年、14号台風の中区、上区のその後の被害状況の確認に行ってきました。まさに寸断された道路がそのままになっており、これ何年かかるのだろうと、また改めて考えさせられました。

また、この件を説明される際に、町長、私の地区の地元になります中渡川地区のことも取り上げていただきました。ここは、県道でございます。この県道も一昨年の14号台風で寸断され、まだ現在もそのままになっております。また昨年の豪雨でもう一か所、崩落しました。この件に関しては、今年になって本格的に工事が始まったばかりであります。多分1年近くかかるのではなかろうかと考えています。

この方々や西郷の方々も含めてですが、約1年半にわたってそういった迂回を余儀なくされてるわけです。まさに間接的な被害を受けているわけです。

これはもちろん今から内容を検討するということですので、ある程度、柔軟な対応、考え方が出てくると思います。その辺も含めて、ぜひとも間接的な部分を見ていただけると非常にありがたいと、地域住民も納得してくれると思います。もう一度、確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるようなことで、どうしても間接被害を受けて迂回路がと。これが二、三か月で災害復旧ができれば、それはもうそれでごめんなさいねという話かもしれません。しかし、言われるように1年以上という歳月をかけて非常に苦労されてるということであれば、時限的に時間軸も持たなければならぬと思います。そういう部分を細かに決めて、支援をしていかないと大変かなと。

今は特に、燃料高騰等でガソリンはばかになりません。しっかりとした支援をしていきたいと思うところであります。

以上です。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

本当に、私の期待したとおりの回答をいただきましてありがとうございます。

何度も申しますように、「今後、内容を検討する」とあります。今後に起こり得る災害に対応するものであると考えております。ぜひとも、同じような現状で苦しんでおられる方がいますので、ぜひとも遡って対応していただけると、協議していただけるといいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そうですね、やはりそこを含めて、そういう委員も含めて「いいのではないですか」という結論になれば対応していく必要があると思います。その中でじっくり要綱をつくって支援をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

それでは、質疑なしと認めます。

ここで、今、総括質疑でしたが、一部、一般質問的な質疑に終始した点があります。もう少し的を絞っていただいて、質問を今後の総括的には生かしていただくようにお願いしたいと思います。

それでは、これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号までの23件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和6年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号までの23件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和6年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に

配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで委員長及び副委員長の報告を行います。

令和6年度予算等審査特別委員会の正副委員長については、申合せ事項及び議会運営委員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員長、山本 文男議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

付託しました23件につきましては、令和6年度予算等審査特別委員長はよろしくをお願いします。

3月19日までは委員会審査となります。

明日は午前9時半からの会議となりますので、時間を間違えないようにお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」お疲れさまでした。

(散会 午前10時40分)